

業 務 仕 様 書

1 業務名称

わた SHIGA 輝く国スポ(リハーサル大会)長浜市開催競技警備等業務委託

2 趣旨

わた SHIGA 輝く国スポ(リハーサル大会)長浜市開催競技(以下「大会」という。)において、安全かつ円滑な大会運営が行われることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 10 月 31 日(金)まで

4 業務場所、業務期間、日時および警備人数

別紙「わた SHIGA 輝く国スポ(リハーサル大会)長浜市開催競技警備員配置計画表」(以下「警備員配置計画表」という。)のとおりとする。ただし、業務場所の詳細な配置位置については、契約締結後別途協議するものとする。

5 業務内容

(1) 会場警備

・交通誘導警備業務

- ア 会場駐車場における指定車両の識別(駐車許可証の確認)および誘導
- イ 会場周辺および駐車場等における車両・歩行者の整理・誘導
- ウ 会場駐車場における指定車両の駐車スペースの確保
- エ 駐車場の空き台数等状況把握
- オ 紛れ込み、誤進入車両、送迎車両等の誘導・排除
- カ 満車時の措置および空き駐車場への誘導
- キ 違法駐停車、迷惑駐車防止・排除
- ク 履行場所に配置する市職員等で構成される駐車場係との連携
- ケ 駐車場並びにその周辺における交通状況の情報収集および実施本部への情報提供、連絡調整
- コ その他車両等の整理・誘導・通行管理に伴う業務

・会場警備業務

- ア 会場内巡回警備、不審者および不審物への警戒(手荷物検査を含む)
- イ 群衆流動時における雑踏整理、誘導、案内、規制等による雑踏事故防止
- ウ 群衆停滞箇所における過密状態の回避、流入制限および歩行路等の動線運用確保
- エ 仮設物、備品、会場装飾等の火災および盗難・損壊等の防止
- オ 事故発生時における関係機関・団体への通報
- カ AD エリア入場管理
- キ その他不測事態への対応

(2) 夜間警備

・夜間警備業務

- ア 指定エリア巡回警備、不審者および不審物への警戒
- イ 仮設物、備品、会場装飾等の火災および盗難・損壊等の防止
- ウ 事故発生時における関係機関・団体への通報
- エ その他不測事態への対応

(3) 前各号に掲げるもののほか、履行のために必要な業務

6 配置警備員の条件

配置する警備員は、警備業法(昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。)および関係法令に定められた教育訓練を受け、現場活動に熟練度の高い者であること。警備員検定の受検欠格事項に該当しない者であって、心身共に健康で体力的に頑強で機敏な行動が可能な者であること。

また、別紙「警備員配置計画表」に基づき、警備員のうち1人を統括責任者として配置すること。なお、警備員の配置が 1 人体制の際は、警備員は統括責任者を兼ねられるものとする。

(1) 警備統括(責任者)

現場警備統括(責任者)として、警備計画書に基づき指揮下の警備員の指揮・監督を行う。

- ア 警備員の統括および業務状況(出勤・退勤、休憩、交代を含む。)の把握
- イ 不測事態やトラブル発生時における警備員への的確な指示
- ウ 業務日誌の作成及び発注者への報告
- エ 会場および駐車場(臨時駐車場含む)等における警備員との連携及び連絡調整
- オ その他警備統括(責任者)に伴う業務

(2) 警備員

- ア 統括責任者の指揮下、担当警備業務を的確に行う。
- イ 現職として警備業務に従事している者(実務経験が1年以上ある者が望ましい。)であること。

7 提出書類

(1) 契約締結前に提出するもの

- ア 警備契約内容書(法第19条第1項による書面)

(2) 契約締結後に提出するもの

- ア 警備契約報告書(法第19条第2項による書面)
- イ 契約金額内訳明細書(時間延長時の単価とするため)
- ウ 警備計画書(指揮命令系統図、緊急事態発生時の通報連絡体制図)
- エ 配置する警備員の名簿
- オ 加入している賠償責任保険、労働災害保険の保険証券の写し
- カ 組織および緊急時体制図

(3) 業務完了後に提出するもの

- ア 警備業務日誌(受託者が通常業務で使用している様式可。)
- イ 業務完了報告書
- ウ 事故発生報告書(事故処理後、速やかに提出する。)
- エ その他発注者が指示する書類

8 適用

(1) 範囲

本仕様書は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも業務遂行上必要な事項は、発注者と協議のうえ、受託者の責任において、誠実に履行すること。なお、軽微な変更については柔軟に対応すること。

(2) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務に必要と認められる事由が生じた場合は、発注者と十分に協議し業務を遂行すること。

9 法令、条例等の遵守

(1) 本業務の履行に係る法令、条例等は遵守すること。

(2) 異常事態発生の場合には、直ちに警備員を現場に急行させ、異常事態の確認を行うとともに、火災の場合は消防署へ、盗難・破壊行為等の場合は警察署へ連絡し、併せて別に発注者で定める責任者へ直ちに連絡し、協力して事態の処理にあたること。

10 再委託の取扱い

(1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により発注者に申し出て、発注者の承諾を得なければならない。

(2) 前号の書面には、以下の事項を記載するものとする。

ア 再委託の理由

イ 再委託先の選定理由

ウ 再委託先に対する業務の管理方法

エ 再委託先の名称、代表者及び所在地

オ 再委託する業務の内容

カ 再委託する業務に含まれる情報の種類(個人情報及び機密情報については特に明記すること。)

キ 再委託先のセキュリティ管理体制(個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。)

ク その他発注者が指定する事項

11 秘密の保持

本業務の履行に際し、知り得た秘密を他人に漏洩してはならない。

12 その他留意事項

(1) 配置する警備員は、無線機等を使用し相互に連絡を密に取れる体制を整えること。

なお、警備業務実施上必要な物品は、受託者が用意すること。

(2) 警備員は、身なり、言動に注意し、大会関係者および一般観覧者等に対応すること。

(3) 警備員は、法及び関係法令に定められた制服を着用し、名札を着けて業務に従事すること。

(4) 配置場所までの警備員の交通手段の措置は、受託者が行うこと。なお、交通手段は可能な限り公共交通機関及び自転車・バイク等を利用し、車で乗り入れする場合は、可能な限り相乗等の措置を講ずること。

(5) 受託者は、業務遂行に先立ち、発注者と十分な打ち合わせを行うこと。

- (6) 別紙「警備員配置計画表」における配置人数は、常時配置人数であるため、労働基準法に基づく休憩等のための交代要員を配置すること。なお、警備員の休息・交代等による人事管理及び食事等の手配については、受託者側で実施すること。
- (7) 別紙「警備員配置計画表」に示す業務時間は予定時間であり、競技終了時間の延長等により業務時間に変更が生じる場合があるが、柔軟に対応し、業務を遂行すること。
- (8) 業務日ごとの終了時刻は、競技終了時間の延長等により変更する場合があるため、実施本部員の指示によるものとする。
- (9) 配置位置については平常時の体制であり、発注者は混雑に応じて効率的な配置シフト及び警備員の増員を要請する場合がある。
- (10) 警備員数及び業務場所等業務内容に変更が生ずる場合または業務開始時間前に中止が決定した場合については、その費用も含め別途協議し、処理するものとする。
- (11) 業務場所、業務時間及び業務内容並びに警備員数に変更が生じる場合は、別途協議し対応するものとする。
- (12) 競技の終了後、速やかに業務完了報告書を発注者に提出すること。
- (13) 受託者は、本業務を実施するにあたって警備員の責任において発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、受託者が賠償すること。
また、万が一の損害賠償に備えて、賠償責任保険に加入し発注者の確認を受けること。
- (14) 受託者は、その責に帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。
- (15) 受託者は、発注者に対し、過去の経験を生かした多角的なアドバイスを行うこと。
- (16) 施設管理者による通常警備との整合性を図ること。
- (17) 雨天順延等があり、業務従事日数が変更した場合は、市実行委員会と協議の上精算すること。
- (18) この仕様書及び別紙「警備員配置計画表」並びに契約書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受注者双方が、誠意を持って協議し処理するものとする。
- (19) 本業務委託料の支払いは、業務完了後とする。